

令和 5 年度大阪府立支援学校 PTA 協議会「冬季研修会」

1 月 19 日の冬季研修会は「成年後見制度～卒業後の生活にあたって～」というテーマで行われました。四條畷校からは、准校長、PTA 役員 2 名が出席させていただきました。

成年後見制度を利用する場合は・・・

① 地域の相談窓口相談する。

相談支援専門員、地域包括支援センター、権利擁護センター、
社会福祉協議会、成年後見センター、市区町村の相談窓口、成年後見制度に関わっている
社会福祉士・司法書士・弁護士など



② 家庭裁判所に申立て

診断書と必要書類、手数料などを用意する



③ 成年後見人を家庭裁判所が決定する

あなたが希望する人が選ばれる場合や希望した人が選ばれず、専門家などから選ばれる
場合があります。

障がいの程度によって、3 つの種類があり、お手伝いできる範囲がかわります。

【補助】【補佐】【後見】の 3 つです。後見が一番程度が支援度が高い場合になります。

視聴した動画の中の男性は、【補佐】にあたり、補佐人が主にお金の管理をしてくれるようになって、安心して毎日が過ごせるようになったようですが、この成年後見制度には問題点がある
と思います。一度、利用を開始するとお手伝いしてくれる人に毎月報酬を払わなければいけ
ません。そして、途中で制度の利用をやめたり、選ばれた人を変更することが基本的にはでき
ません。もともと、成年後見制度は認知症になった方のためにできた制度なので、知的障がい
の方にはまだまだ不備があるとされています。認知症の老人が利用するのと比べて、年齢的
に若くから利用すると、報酬を一生払い続けることになり、高額な費用負担となります。そし
て、例えば、我が子のように障がいの程度が重く、お手伝いの種類が【後見】になる場合、一度
成年後見制度を利用すると、我が子の傍で一緒に暮らしているのに、お金の管理や契約など
の手続きなど親は口をはさめません。

なので、成年後見制度をいつ利用するのかは、じっくりと考える必要があるあると思います。

最後にこの冬季研修会の講師としてお招きした、大阪手をつなぐ育成会の坂本ヒロ子さんが親が我が子にしてあげるべきことは、お金を残すことではなく、色々な場所に連れて行ってあげたり、色んな経験をさせてあげたり、たくさんの思い出を作ってあげることが大事です。そして、**親心の記録**に、親なきあとに、残された我が子と兄弟や親戚が困らないように支援者に向けて、親として、伝えたいことのすべてを書き残しておくことが一番大事とお話しされていたのが、とても印象に残りました。

冬季研修会の資料のリンク先をお知らせしますので、興味のある方は、ご活用ください。また、研修会后に、親心の記録を、一般社団法人日本相続知財センター神戸支部より取り寄せましたので、『我が子の取説』作成にお役立ていただけたら幸いです。

https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/seinen_pamphlet.pdf

<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/type/person/-p01>

成年後見制度についてもっと知りたい方は**青年後見はやわかり厚労省**で検索すると厚生労働省のポータルサイトが見れます。